

# 農政情報

- |                  |  |
|------------------|--|
| 主<br>な<br>記<br>事 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 改正農業経営基盤強化促進法等が施行</li> <li>2. 食料・農業・農村基本法検証議論進む</li> <li>3. 令和5年度改善意見に対する回答の概要</li> <li>4. 県農業会議ホームページをリニューアル</li> </ol> |
|------------------|--|

## 目標地図の素案づくり、下限面積要件撤廃への適切な対応を 改正農業経営基盤強化促進法等が施行

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が4月1日、施行した。

この改正により市町では、地域における農業の将来のあり方等について協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画（人・農地プラン）」を令和7年3月末までに策定（情勢の推移に応じて随時変更が可能）することとなった。

農業委員会には、

- ①意向把握（人・農地プラン実質化段階で終わっていれば再度の調査は不要）
- ②目標地図の素案作成
- ③集落座談会等の地域の話し合いへの参加が求められている。

地域計画の策定は市町が主体で、農業委員会は協力する立場であるが、地域の農地利用を考える取り組みからの農業委員会の関わりが期待されている。特に目標地図の素案をどのレベルのものとするか市町との調整が必要である。

また、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から下限面積要件が撤廃された。

農地法関係事務処理基準（事務次官通知）では、①権利取得者等が、権利取得後において行う耕作または養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合には、資産保有目的・投機目的等で農地等を取得しようとしているものと考えられることから、農地等の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うものとは認められない（全部効率利用要件）、②地域計画の実現に支障を生ずる恐れがある権利取得については許可することができない。特に地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示することとされていることから、当該地図の実現に資するよう、許可の判断をすることが必要（地域との調和要件）と改正された。

### <<< 農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う農業委員会業務の当面の重点対応 >>>

#### 1. 地域計画に係る農業委員会における目標地図の素案づくり等

今後の農地利用の意向把握は可能な限り100%収集を目指すとともに、目標地図の素案作成と、集落座談会等への積極的な参加・合意づくり

#### 2. 下限面積要件の撤廃に伴う一層厳正な審査

農地法第3条では個人の場合、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」が定められているが、「下限面積要件」が廃止となることに伴う一層厳正な審査

## 不測時における食料安全保障や食料自給率目標等の方向を整理 食料・農業・農村基本法の検証・見直し議論進む

「食料・農業・農村基本法」に基づき農林水産省に設置されている「食料・農業・農村政策審議会」は昨年9月、「基本法検証部会」を設置することを決め、食料・農業・農村基本法の検証・見直しについて議論が進められている。4月28日までに14回の会合が開かれ、本年6月に中間とりまとめの予定となっている。

4月28日の第14回会合では、現行基本法制定後20年間の情勢変化と、今後20年を見据えた今後の食料・農業・農村基本計画や、不測時における食料安全保障等の展開方向が整理された。

### 食料・農業・農村基本計画と食料自給率の目標

基本法において、食料安全保障を、平時から国民一人一人に食料を届けることと位置付けた上で、平時からの食料安全保障を実現する観点から、基本計画については、現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的施策、その施策の有効性を示す目標数値の設定を行うよう見直す。また、これまでと同様、おおむね5年に1回、施策の見直し、目標数値の検証を行う。

食料自給率目標については、輸入リスクが高まる中で、国内生産を効率的に増大する必要性は以前にも増している一方で、基本理念や基本的施策について見直し、検討が必要なものが生じていると考えられ、必ずしも食料自給率だけでは直接に捉えきれないものがあると考えられることから、基本計画の見直しに合わせ、

① 食料自給率目標は、国内生産と望ましい消費の姿に関する目標の一つとし、

② 食料安全保障上の様々な課題を含め、課題の性質に応じ、新しい基本計画で整理される主要な課題に適した数値目標または課題の内容に応じた目標も活用しながら、定期的に現状を検証する仕組みを設ける。

### 不測時の食料安全保障

現行基本法制定当時と比較して、世界の食料安全保障にかかる情勢自体が不透明化していることや、食料安全保障の観点からも予想もできない人畜の伝染性疾病や植物病害虫により、農産物・食品の国際貿易や国内流通が途絶するリスクも発生しており、基本法の見直しに合わせ、不測の事態に備える以下のような措置を講じることが必要。

①食料安全保障確保体制のあり方

不測の事態の対応は、「国民生活安定緊急措置法」など、農林水産省以外の省庁による対応も含まれ得ることから、関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制のあり方を検討することが必要。

その際、その体制を整備する法的根拠の有無や、体制を整備する基準についての検討が必要。

②不測時に求められる措置の再検証

食料安全保障のリスクに応じ、備蓄の放出、買い占めの防止など初期的な対応に加え、増産指示や流通規制、調達指示、究極的には食料の配給など、様々な措置が考えうところであるが、現在、不測時の対応の根拠となる国民生活安定緊急措置法や食糧法などで十分な対応を講じられるのか、必要な義務的措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性等について、再度検証することが必要。

## 令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見に対する回答

県農業会議は昨年8月1日、県知事に対し、令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見を提出していたところであるが、令和5年度県当初予算等を踏まえ、3月17日に回答があった。その回答の概要は次のとおり。

### I 農地等の利用の最適化の推進強化に関する事項

#### 1. 農業委員会事務局体制の強化促進と農業会議の運営支援

【回答】県としては、市町に対し、農業委員会及び事務局の担う役割の重要性や必要性を理解してもらうよう努める。

農業委員会事務局の業務量の増加を踏まえ体制の改善ができるよう、農業委員会交付金の増額・拡充を担当者会などの機会を捉えて国へ働きかけたい。

#### 2. 関係機関・団体の役割分担による連携強化の推進

【回答】市町や農業委員会等の関係機関・団体における役割分担を明確化し、各組織が持つ機能を最大限活用しながら、市町における農地の最適利用や保全等に関する取組みが円滑に進められるよう、関係機関・団体との連携の一層の強化に努めるとともに、地区推進チームのあり方等も含め、関係機関の支援体制を再整備していく。

#### 3. 儲かる農業に係る経営指標の見直し

【回答】経営指標の基礎となる品目毎の詳細なバックデータは、各生産者の経営状況に合わせて試算できるように積算根拠を明記して、県ホームページで別に公表している。必要に応じてこの詳細データを活用し、単価や単収等を現在の状況に合わせて増減させることで作物転換や栽培拡大への検討の際の目安資料になる。加えて品目毎の詳細データを組み合わせることで労働時間や収支を試算できるように、営農シミュレーションシステム（FFFシステム）もCDで送付でき

るので活用してほしい。活用にあたって不明な点等あれば、農業経営課や農業改良普及センターに相談してほしい。

#### 4. 県内モデルの育成と波及推進

令和5年度から市町において、関係機関・団体が連携し、地域で一体となって積極的に取り組む地域をモデル地区として設定し、その地域での取組みを集中的に支援するとともに、その成果を横展開していく。

### II 担い手への農地利用の集積・集約化に関する事項

#### 1. 地域計画の策定による耕作地の集約化促進

【回答】受け手助成として「農地集積補助金交付事業」を活用し、担い手への農地の集積・集約化を促進している。同事業の助成対象者について、令和4年度から、新たに経営耕地面積が1haを超える兼業農家や半農半X等の多様な経営体を助成対象に加えたところであり、積極的に活用願いたい。

#### 2. 圃場整備の大区画化への一層の推進

【回答】平成30年度に「農地中間管理機構関連農地整備事業」が創設されるなど、農家負担が大幅に削減されたことから、整備気運が高まり要望地区が増加している。

これらの事業実施の際には、担い手をはじめ農地所有者などの意見を伺いながら、将来的な地域の集積・集約化や営農計画を踏まえて、区画面積や形状、道水路を計画しており、今後とも地域のニーズに即した大区画化等の圃場整備を推進していく。

### 3. 農地利用対策への機運の醸成

【回答】県では令和4年度に、新たに農業委員会や土地改良区などの関係機関が一堂に会した「農地最適利用推進大会」を開催したところであり、今後とも「地域計画」の策定や農地の最適利用の実現に向けた取組みに係る機運の醸成を図っていく。

### 4. 農地中間管理機構の体制の充実

【回答】市町において「地域計画」が策定された後は、現行の市町の「農用地利用集積計画」と県農地機構の「農用地利用配分計画」が統合され、新たに県農地機構が一括して「農用地利用集積等促進計画」を策定することとされており、県農地機構の業務量の増加が見込まれるものの、市町への促進計画案の作成要請や促進計画の県認可権限の市町への移譲等の手続きも国から示されていることから、市町には引き続き、法施行後の地域における農地の最適利用にさらなるご尽力をお願いしたい。

## Ⅲ 遊休農地の発生防止・解消に関する事項

### 1. 遊休農地の発生抑制と解消への取り組み強化

【回答】「地域計画」と「活性化計画」の策定については、地域における農地の最適利用や保全等に関する取組みを一体的かつ計画的に推進することが重要であることから、市町キャラバンや説明会等の機会を通じて、両計画の策定主体となる市町に対し、指導・助言する。

令和4年度から「遊休農地等利活用促進事業」として総合的に遊休農地の解消や防止の取組みを支援しているところであり、同事業の積極的な活用をお願いしたい。

### 2. 遊休農地発生防止・解消作物の提示と拡大支援

【回答】薬用作物等を含む地域特用作物の新たな品目の検討や栽培技術の確立のための実証ほの設置等による支援を行う「地域

特用作物等生産技術確立事業」を実施しているので、新規の品目の栽培について要望等あれば、管轄の農業改良普及センターに相談いただきたい。

### 3. 米麦等土地利用型担い手の農地利用継続への要請

【回答】水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田の見直しは現場の課題や地域の実情を踏まえて必要な支援を行うとともに、予算の確保や麦などの交付単価を維持するなど必要な対策を実施することなどを国へ要望しており、引き続き、国に要望等の働きかけを行う。

### 4. 農地保全の県条例の制定

【回答】農地の管理については、原則、農地所有者の責任のもと、農地所有者が自ら行うものであることから、農地所有者の意向を反映せずに草刈りを実施し費用負担を求めるといった県条例の制定は困難であると考えているのでご理解いただきたい。

### 5. 鳥獣等被害対策の強化

【回答】侵入防止柵設置への助成についてはまずは国補事業の積極的な活用を検討されたい。

狩猟免許取得に係る申請手数料の1/2以内を助成しており、市町もさらに一定額を上乗せ助成している。

ジビエの利用について、県内の農村女性グループがジビエの新たなレシピ作りなどに取り組んでいる事例を広く情報発信する。

## Ⅳ 新規就農の促進に関する事項

### 1. 新規就農後の相談窓口の設置

【回答】「香川県新規就農・農業経営相談センター」として、就農相談から就農後の定着、経営発展まで一元的に支援する体制に改めた。

## 2. 多様な就農の促進

【回答】オンライン就農相談環境を整備するとともに、ホームページを充実。昨年度から新たに移住就農バスツアーを開催。

一般企業の農業参入は、地域の農地の有効利用や雇用促進につなげるため、市町との連携を密にし対応していく。

## V その他、農地等の利用の効率化及び高度化の促進に関する事項

### 1. 食料を取り巻く情勢の一層の広報と地産・地消の推進強化

【回答】地産地消の推進については、本庁に1名、各普及センターに各1名、計5名を地産地消担当として配置し、学校や生産者と連携して、年間を通じた出前授業等を開催するとともに、学校給食用食材の助成、無償配付も行っている。

### 2. 主食用米等の多様な販売戦略の推進

【回答】GFP（農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクト）グローバル産地づくり推進事業などを活用した輸出に向けた輸出用水稲の産地づくりを推進していく。

### 3. 良好な農業生産活動環境の継続対策

【回答】営農環境に配慮し、農業生産活動への移住者の同意を求めるいった要件など、法令に基づかない判断基準を設けることは困難と考えており、理解いただきたい。

### 4. 農業用施設の維持・管理対策の強化

【回答】令和3年度末で多面的機能支払制度を活用して保全管理活動等に取り組んでいる328の活動組織のうち、自治会や子供会などの農業者以外の団体が構成員となっている活動組織は、全体の約6割に当たる187組織となっている。

### 5. 循環型農業の推進強化

【回答】令和4年度から「環境保全型グリーン農業推進事業」を創設し、環境負荷低減技術に省力化技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」の実証に取り組んでいる。

### 6. 農地の権利設定・移転と農地の保全に対する要請

#### (1) 農地法第3条第2項第5号のいわゆる下限面積要件の廃止

【回答】小面積の無秩序な権利取得が拡大するといった懸念を払拭するために、県において別途、法令の定めのない運用基準を示すことは困難。

#### (2) 農用地利用集積計画の農用地利用集積等促進計画への一本化

【回答】これまでの利用権設定等と同様の権利設定については困難。

#### (3) 活性化計画による農地の保全（粗放的な利用）

【回答】本県農業の実態に合うよう、国へ要件緩和を要望する。

## 全国農業新聞の普及拡大の取り組みをお願い致します

全国農業新聞は、農業委員会法第6条第3項業務の情報提供活動の一環として推進しており、全国農業新聞の活用、普及推進にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

【週刊】月4回金曜日発行 [月700円、年8,400円(消費税込)]

※ 全国農業新聞は、農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行している農業専門紙



## 市町農業経営者組織活動の活性化へ決意新たに かがわ農業経営者組織ネットワークが創立20周年記念集会

かがわ農業経営者組織ネットワーク（会長：小林康則アグリネット綾川会長、会員数：10市町認定農業者等組織（市町会員数合計644名）、事務局：県農業会議）の「創立20周年記念集会」が3月29日、かがわ国際会議場で開かれた。

同ネットワークのさらなる拡充・強化を図ろうと開かれたもので、会員の認定農業者等約80名が出席した。

小林会長からは、「我々認定農業者等は農業政策上の重要な者として位置づけられており、自身の経営のみならず、地域農業を担う者としての活動が求められている。創立20周年を新たな契機として、会員間の連携を一層強化し、農業経営の確立・発展をめざしたネットワーク活動を充実・強化していく」との挨拶があった。

集会では、同ネットワークの運営に尽力した3名の元会長等への感謝状の贈呈や活動経過報告の後、（一社）全国農業会議所経営・人



材対策部の黒谷部長から「農業経営者運動と労働力の確保」についての情勢報告、東京農業大学副学長で、「食と農」の博物館館長の上岡氏から「社会の変化と国消国産・食農教育の重要性－食料安全保障を見据えて－」と題した講演などがあった。

上岡氏からは、「私たちは食農教育を推進し、食・農・環境の様々な課題の解決と人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のできる次世代を育てていくことが食料安全保障の点でも肝要」などといった話があった。

### ==== 全国農業図書 新刊紹介 ====

#### 「農と村のルネサンス

#### 地元から世界を創り直す」

A5判 135頁 880円(税込)

(一社)持続可能な地域総合研究所

所長 藤山浩 著

全国農業新聞で好評の同名コラムが書籍化。都会への一極集中を解消し、循環型社会を実現するためにすべきことは何か。地方創生の第一人者で日本中を飛び回って支援を行っている筆者が、各地の事例をもとに分析。

### ==== 全国農業図書 新刊紹介 ====

#### 「Q & A 農業法人化マニュアル 改訂第6版」

A4判 108頁 900円(税込)

農業経営の法人化を志向する農業者を対象に、法人化の目的やメリット、設立の仕方、法人化に伴う税制や労務管理上の留意点などの疑問に一问一答形式で答える手引書。

改訂第6版では、経営理念・経営戦略立案の重要性や先進経営2事例などを追加、法人設立の手続きや諸制度、税金・社会保険料などを見直しさらに役立つ一冊となっている。

## 令和5年度知事表彰の受賞おめでとうございます



中村康男 氏

令和5年度知事表彰において、坂出市農業委員会会長の  
中村康男 氏 が農業振興功勞により、受賞されました。

ここに心からお祝い申し上げますとともに、更なるご活躍  
をお祈り申し上げます。

## 市町農業委員会活動の情報発信の強化へ 県農業会議ホームページを全面リニューアル

県農業会議ではこのたび、「第2次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」に基づき、市町農業委員会活動の一層の見える化に資するため、ホームページを全面リニューアルした。

今回のリニューアルは、構成やデザインなどにつき、県農業委員会職員研究協議会で検討しつつ、制作したものの。

今後さらに内容の充実を図るとともに、定期的な情報更新に努めますので、ご活用、また情報提供下さるようお願い申し上げます。

URL

<https://kagawanoukai.com/>  
(これまでと変更なし)

農業委員会ネットワーク機構  
事務局 香川県農業会議

農業委員会リンク Google 検索 MENU

第2回かがわの農村・ふるさと参観実業コンテスト入賞作

(一社)香川県農業会議は「農業委員会等に関する法律」に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構として、香川県知事の指定を受けた法人です。  
市町村段階に農業委員会、都道府県段階に農業会議、全国段階に(一社)全国農業会議所が置かれ、農業委員会組織として活動しています。  
(一社)香川県農業会議は、市町農業委員会の活動を支援するとともに、農業者等の意見を集約して、国や県の農業施策に反映させるための懇談活動、雇員農地の確保・有効利用対策、認定農業者等農業就労の確保・育成対策、新規就農の相談・支援などに取り組んでいます。

市町農業委員会

- 農業委員会(市町)HP
- 農業委員・農地利用最適化推進委員
- 農業委員・農地利用最適化推進委員の任期
- 農地等の利用の最適化の推進に関する方針「方針・評価」
- 農業委員会活動紹介
- 農業委員会だより
- 農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイト
- 農林水産省[農業委員会について]

香川県農業会議

- 会員挨拶
- 組織図
- 沿革
- 定款、業務規程
- 役員名簿
- 業務の紹介
- 事業計画、事業実績
- 組織運動
- アクセス

活動・事業案内

- 農政
- 農地
- 法人化・農業経営
- 新規就農
- 農業法人・担い手組織
- 雇用就農資金
- 日本農業技術検定
- 農業者年金
- かがわ農業委員会女性の会
- 香川県農業委員会職員研究協議会

情報(機関誌)

- 農政情報

農業法人・担い手組織

- 香川県農業経営者協議会
- かがわ農業経営者組織ネットワーク
- 香川県農業経営者協会等協議会
- 香川県農業機械運行協議会

## ＝ 常設審議委員会だより ＝

3月28日に開催した常設審議委員会での協議結果は次のとおり。

3月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第4条関係2件(4,965.00㎡)、第5条関係23件(77,894.52㎡)を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 県(農政水産部農業経営課)からの「農業経営基盤強化促進法第5条関係(香川県農業経営基盤強化促進基本方針の変更)」意見聴取事案を審議の結果、異議なしと意見回答することを決定した。

4月28日に開催した常設審議委員会での協議結果等は次のとおり。

4月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第4条関係3件(35,091.30㎡)、第5条関係11件(32,278.00㎡)を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 事務局から「令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見の回答」について説明した。

### 農業会議日誌

3月28日	3月(第12回)常設審議委員会(高松市)
3月29日	かがわ農業経営者組織ネットワーク創立20周年記念集会
3月30日	話し合いスキルアップ研修会(地域計画の作成等に向けた話し合いの進め方研修(3回シリーズ))
4月20日	かがわWeb就農相談会
4月28日	4月(第1回)常設審議委員会(高松市)

### 今後の主な日程

5月24日	県農業再生協議会 第35回通常総会
5月26日	県農業会議 第21回理事会
5月26日	5月(第2回)常設審議委員会
5月30日	令和5年度全国農業委員会会長大会
6月6～7日	市町農業委員会職員実務研修会
6月28日	県農業会議 第8回通常総会
6月28日	6月(第3回)常設審議委員会

発行所：(一社)香川県農業会議  
高松市仏生山町甲263番地1  
電話：(087)813-7751  
FAX：(087)813-7752  
発行人：近藤 弥